

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）が請求人に対し平成〇年〇月〇日付けでした同月〇日以降の雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「法」という。）による基本手当を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

- (1) 請求人は、平成〇年〇月〇日にA（以下「事業所」という。）を離職した。
- (2) 請求人は、同年〇月〇日、公共職業安定所（以下「安定所」という。）に来庁し、求職を申し込むとともに、雇用保険被保険者離職票－1（以下「離職票－1」という。）、雇用保険被保険者離職票－2（以下「離職票－2」という。）を提出し、基本手当の受給資格決定を求めた。
- (3) 同日、安定所長は、離職票－1及び離職票－2を確認し、受給資格決定を行ったが、請求人は、安定所長に離職理由について異議を申し立てたため、安定所長は、事業所を管轄するB公共職業安定所長（以下「B安定所長」という。）に離職票の記載内容を照会した。
- (4) 同月〇日、安定所長は、B安定所長から文書による回答を受け、請求人の申立てが補正されていないこと、及び、離職票－2⑦欄の離職区分が「2D」から「2E」へ補正されていることを確認し、請求人に伝えた。
- (5) 同月〇日、請求人は、安定所長へ離職理由が補正されなかったことについて異議を申し立てたため、安定所長は、同月〇日にB安定所長に再び文書照会し、請求人の離職理由が補正されなかったことを確認した。そこで、安定所長は、請求人に対しB安定所長の回答を伝え、法第22条第1項第1号に基づき、請求人の基本手当の支給日数を150日と決定した。

- (6) 請求人は、同年〇月〇日以降、安定所にて各失業認定日毎に失業認定を受け、基本手当を受給した。
- (7) 同年〇月〇日の最終認定日、安定所長は請求人に、同年〇月〇日から同年〇月〇日までの17日分の基本手当を支給し、同月〇日以降基本手当を支給しないとする支給終了処分を行った。
- (8) 請求人は、この処分を不服として、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してなした同月〇日以降の基本手当を支給しない旨の処分が妥当と認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人は、事業所の「定年退職者再雇用規定」第6条(3)に、「(1)及び(2)に該当する場合であっても、「Aが必要と認めた場合」は満65歳となる年度末までとすることができる」とあることを根拠に、請求人の離職は、事業主都合となるべきであると主張しているため、この点につき、以下に検討する。
- (2) 法でいう「事業主の都合」となり得るのは、事業主が65歳まで雇用する義務があるにもかかわらず、雇用しなかった場合などがこれに該当するところである。
- (3) 本件において、請求人は、定年後の再雇用規定により、事業所から1年ごとの契約で再雇用され、「定年退職者再雇用規定」第6条に基づき、満64歳となった年度末に契約終了となったものであり、事業所に、請求人を満65歳まで

雇用する義務があったとはいえない。

(4) また、上記(1)の「Aが必要と認めた場合」の判断に当たっては、事業所が業務上の必要性等を勘案して判断するものと認められるところ、65歳までの雇用継続希望を事業所に事前に伝えていれば、当然に65歳まで雇用されるべきであるかのような請求人の主張は採用できない。

(5) したがって、請求人の離職理由は、事業主都合とは認められず、雇用契約の期限到来による離職であるとした安定所長の判断は妥当である。

3 以上のとおりであるから、安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。